## 審査基準及び標準処理期間

| 所属名  | 健康福祉部 | 生活衛生課 | 生活営業担当 |
|------|-------|-------|--------|
| 内線番号 | 4761  |       |        |

| No.      | 項      | 目      | 内容   |  |
|----------|--------|--------|--|--|
| 1        | 処分名    |        | 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録   |  |
| 2        | 法令名    |        | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律  |  |
| 3        | 法令番号   |        | 昭和45年法律第20号  |  |
| 4        | 根拠条項   |        | 第12の2第1項   |  |
| <b>⑤</b> | 処分権者   |        | 知事   |  |
| 6        | 法令の定め  |        | 第12条の2第1項<br>次の各号に掲げる事業を営んでいる者は、当該各号に掲げる事業の<br>区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知<br>事の登録を受けることができる。<br>一 建築物における清掃を行う事業<br>二 建築物における空気環境の測定を行う事業<br>三 建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業<br>互 建築物の飲料水の財水槽の清掃を行う事業<br>五 建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業<br>五 建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業<br>七 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業<br>八 建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査であつて、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業 |  |
| f        | 審査基準   |        | 別添のとおり   |  |
| 8        | 経由機関名  |        | 保健所  |  |
| 9        | 協議機関名  |        |  |  |
| 10       | 標準処理期間 |        | (⑪合計期間)20日   |  |
|          |        | 経由機関   |  |  |
|          |        | 協議機関   |  |  |
|          |        | 当該処分期間 | 20日  |  |
| 12       | 問合せ    |        | 生活衛生課生活営業担当(075-414-4761)  |  |
| 13)      | 備考     |        |  |  |